Ｑ＆Ａ

２　労務費ダンピング調査について

Ｑ２－１　「労務費ダンピング調査」とは何か？

Ａ２－１　落札候補者の工事費内訳書（直接工事費）を確認するものです。

Ｑ２－２　「労務費ダンピング調査」の実施目的は？

Ａ２－２　現在実施している低入札価格調査制度又は最低制限価格制度に加えて実施することで、発注段階におけるダンピング対策を一層強化するものです。

Ｑ２－３　従来のダンピング対策とは何が異なるのか？

Ａ２－３　今回の「労務費ダンピング調査」では、落札候補者を対象として、直接工事費が一定水準以上かどうかを確認します。

この、一定水準については、直接工事費（発注者設計額）×０．９７としており、最低制限価格制度に加えて「労務費ダンピング調査」を行うことで、過度な低価格競争による施工へのしわ寄せを防ぎ、必要な工事費や労務費が適切に確保される健全な環境づくりを目的として実施されるものです。

Ｑ２－４　「労務費ダンピング調査」を実施する対象は何か？

Ａ２－４　予定価格の事前公表を行う工事に限り実施するもので、令和８年１１月１日以降に公告、指名通知を行う案件から対象となります。

Ｑ２－５　労務費ダンピングの調査ならば、直接工事費ではなく、不可欠な経費内訳書の労務費と、官積算の労務費を比較すべきではないか？

Ａ２－５　国ガイドライン P33 にその方法も示されていますが、国から一般的な労務費の積算方法が示されていないため、中央公契連モデルの係数を原則として、直接工事費が一定水準以上であるか確認することとしています。

Ｑ２－５　「労務費ダンピング調査」の結果、一定水準を下回った場合、入札無効となるのか？

Ａ２－５　入札を無効とすることはありませんが、労務費が妥当な水準にあるかを確認するため、契約締結前までに「理由書」の提出を求めます。

Ｑ２－６　「理由書」には何を記載すれば良いか？

Ａ２－６　落札した工事において、当該労務費で入札した理由を記入してください。

Ｑ２－７　「理由書」にかかれた内容について、合理的かどうかを判断する基準は公開されているのか？

Ａ２－７　合理的理由の判断基準は、国ガイドライン　P34　に示された例を参考に判断していきます。

Ｑ２－８　「理由書」にかかれた理由が合理的でないと判断された場合、契約は締結できないのか？

Ａ２－８　「理由書」が提出されない場合や合理的な回答が得られない場合であっても、契約を妨げるものではありません。

ただし、「福岡県県土整備部競争入札心得書」に記載があるとおり、建設業法第４０条の４に基づく調査を行うもの（建設Ｇメン）へ通報することとなります。

Ｑ２－９　請負代金額を変更する際にも「労務費ダンピング調査」を実施する必要はあるか？

Ａ２－９　当初契約時のみに実施するものとします。